

家具転倒防止器具等の無料支給・取り付け

家具転倒防止器具等の無料支給・取り付けの申請受付を行います。

近年発生した大きな地震での負傷原因の30%〜50%が家具類の転倒や落下によるものです。

地震による被害の防止・軽減のため、この機会にぜひお申し込みください。

対象世帯 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

※当事業または高齢者、障害者を対象とした同様の事業により、すでに支給を受けたことのある世帯は除く

▼立川断層が推定されるライン周辺の地域および立川断層帯地震の際に、震度6強以上が想定される地域のうち、次の対象地域に住所を有する世帯：

- 駒木町2・3丁目、長淵1〜5・8・9丁目、友田町、千ヶ瀬町1〜3丁目、吹上、野上町、大門、塩船谷野、木野下、今寺、畑中3丁目、和田町、富岡

Table with 2 columns: 器具名 (Equipment Name) and ポイント (Points). Lists items like 突っ張り棒 (Expansion Rods) and 家具転倒防止器具 (Furniture Anti-Tip Devices) with their respective point values.

- 備考
①天井、壁、床、家具類の状況によっては取り付けができない場合があるので、十分確認し、申請してください。
②突っ張り棒は、家具類から天井までの高さによって器具が異なるので、高さを確認し、申請してください。高さがちょうど35cm、50cm、80cmの場合には、1つ上のサイズを指定してください。
③器具によっては、取り付けの際に家具や壁面等に穴を開けることがあります。
④賃貸住宅等にお住まいの方は、家主、住宅管理者の承諾を得て、取り付けが可能であることを確認し、申請してください。
⑤器具等の取り付けは現状のまま行います。壁、天井、床、家具類に対する補強工事等は行いません。
⑥器具等の取り付けを行うため、委託業者がご自宅に立ち入ります。

器具の一例

家具転倒防止板



冷蔵庫ストッパー



突っ張り棒



薄型テレビ用耐震シート



までに申請書に必要事項を記入し直接防災課(市役所5階)へ
※午前9時〜午後5時(土日曜日、祝日を除く)
※郵送可(12月31日消印有効)

持ち物 身体障害者手帳等(お持ちの方のみ)

その他 先着順で受け付け、予定数量になりしだい終了します。申請内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、郵送により通知します。

問い合わせ 防災課 高齢者支援課、障がい者福祉課

犬の飼い主には、毎年4〜6月に狂犬病予防注射の接種を受けさせ、市へ届け出を行うことが法律で義務づけられています。しかし、令和3年度につ

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、毎年4〜6月に狂犬病予防注射の接種を受けさせ、市へ届け出を行うことが法律で義務づけられています。しかし、令和3年度につ

Table with 3 columns: 内容 (Content), 手続き場所 (Procedure Location), 費用・持ち物 (Fees/Items). Lists registration and vaccination procedures for dogs.

- ※1 鑑札、済票については、一部の動物病院でも交付しています。詳細は、市ホームページ(記事ID...18959)をご覧ください。
※2 市内の転居、氏名、電話番号の変更等の届け出については、郵送も可
※3 飼い犬の死亡の届け出については、電子申請または電話も可
※4 市外で登録後、青梅市へ転入した場合は、すでに交付されている鑑札をお持ちください。
※5 注射を受けた病院で発行された注射済を証明する書類(注射済証)をお持ちください。

守ろう！犬を散歩する時の3つのマナー

- ①ふんは必ず持ち帰って処理をしよう！
②リードで制御して、他人の迷惑となるところで排せつさせないようにしよう！
③もし尿をさせてしまったときは、水で流すなど、後始末をしよう！

問い合わせ 環境政策課 管理係(市役所5階)

農業振興地域の農用地調査にご協力を

市では、農業の振興を図るべき地域において、「農業振興地域整備計画」を策定しており、毎年、農用地区域内の耕作管理状況の確

調査期間 7月〜8月
調査範囲 農業振興地域内の農用地区域
お問い合わせ 農林水産課

休日夜間診療所が7月2日に移転します

発熱外来に対応した「青梅市休日夜間診療所」・「青梅市休日夜間薬局」が健康センターの隣に移転します。
梅市休日夜間診療所
梅市休日夜間薬局
お問い合わせ 健康センター 23・2191



Table with 2 columns: 所在地 (Location) and 診療科目 (Medical Services). Lists the location and services of the weekend evening clinic.

農地調査にご協力ください

市では、固定資産税・都市計画税の課税の根拠となる土地の現況地目を把握するため、農地の耕作状況を調査します。
固定資産評価補助員証等を携帯した職員が私有地に立ち入る場合がありますが、立ち合い等は不要です。
お問い合わせ 資産税課土地係

- ▼対象税目等
▼市市民税(普通徴収分)
▼固定資産税・都市計画税
▼軽自動車税
▼国民健康保険税(普通徴収分)
▼後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
▼介護保険料(普通徴収分)
▼廃棄物処理手数料(し

スマートフォン決済「auPAY」で市税等が納められます
市税等の納付方法として、PayB(ペイビー)、LINEPay請求書支払い、「楽天銀行コンビニ支払サービス」、「ファミペイ」、「PayPay」に加え、「auPAY」によるサービスを開始しました。
スマートフォン決済とは、スマートフォンアプリを使った電子納付で、スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、市税等が納付できるサービスです。
取扱開始日 7月16日(金)から
対象税目等
▼市市民税(普通徴収分)
▼固定資産税・都市計画税
▼軽自動車税
▼国民健康保険税(普通徴収分)
▼後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
▼介護保険料(普通徴収分)
▼廃棄物処理手数料(し

尿、粗大)
その他
▼コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書では納付ができません。
▼コンビニ収納用バーコードが印刷されている納付書で、一回の支払い金額が納付限度金額30万円を超える場合は、納付ができません。ただし「ファミペイ」は、現在のチャージ上限額10万円となります。
▼スマートフォン決済による納付では、領収証書および軽自動車車の検用納税証明書は発行されません。領収書または車検用納税証明書の必要な場合は金融機関等で納付してください。
お問い合わせ 市収納課 納管理係